

議案第 9 号

木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 5 月 17 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

## 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険税条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則第15項中「平成31年度分、令和2年度分及び令和3年度分」を「平成31年度分から令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税条例については、なお従前の例による。